

有害図書指定情報データベースの構築および有害図書指定の傾向調査*

木川田朱美（学籍番号 200821648）

研究指導教員：辻慶太

副研究指導教員：逸村裕

1. はじめに

本研究では、青少年保護育成に関する条例を根拠とする有害図書規制の問題点を議論し、その上で関連資料の入手が困難であることを示す。そうした関連資料の入手を容易にし、さらなる議論に資するために、有害図書類として指定された出版物の情報を収録したデータベースを提案し構築する。

1.1 有害図書規制の概要と問題点

有害図書規制は、昭和 30 年頃から現在に至るまで、およそ 50 年もの間全国で行われている[1]。しかし、そうした規制には主に以下の 3 点のような問題点がある。すなわち、(1) 表現の自由や知る権利の観点から違憲である可能性がある点、(2) 青少年の健全な育成という目的に対する有効性に疑問が残る点、(3) 制度の徹底が非常に困難である点の 3 点である。これらの問題点は根本的な解決が難しいため、有害図書規制はしばしば議論の対象となっている[2]。

2. 関連研究

安光(2002)は、有害図書規制に関して、山口県において個別指定された有害図書の種類と件数を調査し、包括指定の問題点を論じた[3]。また、安光(2006)では、完全自殺マニュアルの公共図書館における提供の実態を明らかにした[4]。しかし、山口県以外の都道府県や全国の状況、および、『完全自殺マニュアル』以外の図書館における提供状況を調査した研究はほとんど存在しない。有害図書データベースを作成することで、都道府県別の有害図書規制状況の精査や、全国の状況を調査することが可能になる。

* “Developing a Harmful Books Database to Clarify the Tendencies of Harmful Books Designation”
by Akemi KIKAWADA

3. 有害図書情報の入手可能性に関する調査

近年、有害図書規制を強化する動きがあり、市民がそうした動きを評価し、監視する必要性が生じている。市民が有害図書規制に関する問題提起や意思決定を行ったり、研究者が日本における出版規制についての議論の一環として有害図書規制に関する研究を行ったりするためには、豊富かつ入手可能性が高い情報源が提供されることが望ましい。ところが、有害図書規制に関する情報は、関連する過去からの行政資料が自治体の規則により数年で破棄される、全国で指定された有害図書の書誌情報をまとめた過去からの資料は散逸しているなど、入手可能性が高いとはいえない。本研究では、有害図書情報の入手可能性を調査する際に以下の 4 種の情報源にアプローチした：

- (1) 都道府県公報（Web, 紙媒体）
- (2) 都道府県青少年課の Web サイト
- (3) 都道府県庁の青少年課からの提供
- (4) 『都道府県条例による有害指定一覧表』

以下、それぞれについて述べる。

3.1 都道府県公報

都道府県が、公報によって有害図書を公示した時点で、当該図書への規制が開始される。公報の入手可能性は、都道府県の Web 活用の普及に伴い高くなってきてはいる。だが Web で公開される公報は近年のものが多く、有害図書規制が初めて行われた当時にまで遡って公開するケースは少ない。

2011 年現在、茨城県、三重県、大阪府は、それまで発行した公報をほぼ全て Web 上で公開しているが、そのほかの都道府県が公開する広報は、直近 3 ヶ月～10 年分程度に限られる。

Web に掲載されているものより古い公報は、国立国会図書館が昭和 24 年からのものを紙媒体で所蔵している。紙媒体だと、全文検索が不可能で目録も作られていない場合が多く、有害図書指定状況を 1 ページ 1 ページめくって探し出すのは難しい。

3.2 都道府県の Web サイト

指定した有害図書を Web 上に公開している都道府県もあり、その数は 16 である。条例制定当初からの有害図書を全て公開している都道府県はなく、16 都道府県全てが直近 3～10 年程度の指定図書のみを公開していた。

3.3 都道府県庁の青少年課からの提供

各都道府県の担当者に有害図書リストの開示を求めたところ、条例制定当初から現在までの有害図書を網羅したリストの提供があったのは東京都のみであった。一部リストのみの提供があったのは 18 府県である。

3.4 『都道府県条例による有害指定一覧表』

内閣府は、全国の有害図書指定状況に関してまとめた冊子である『都道府県条例による有害指定一覧表』を作成している。しかし、それは国立国会図書館では所蔵しておらず、大学図書館でも所蔵していない。さらに、発行元である内閣府でも、1970 年から 2010 年までに作成した一覧表のうち 3 分の 1 程度を紛失しており、かなり散逸している。一般の入手可能性が高く、検索が可能で、かつ完全な有害図書の一覧の作成は未だ行われていない。

4. データベースの概要

本研究で構築したデータベースは、東京都の有害図書データ 4,055 件をテストデータとして入力し、www.harmfulbooks.jp で公開した (図 1)。ブラウザを介して検索できるようにすることで、有害図書指定状況を国民に周知するほか、WebAPI を整備することで外部サイトとの連携を容易にする。

本データベースは、都道府県等指定に関する

情報のほか、図書を特定できる識別子 (書誌 ID や ISBN, 雑誌コード等) を持ち、著者などに関する情報は、必要に応じて外部データベース (NDL-OPAC, Amazon.co.jp など) から入手する。



図 1: 「harmfulbooks.jp」トップページ

5. まとめ

有害図書に関する情報を網羅したデータベースの実現に向けて、有害図書規制情報の公開状況を調査した。さらに、データベースシステムを構築し、公開した。

今後はより過去に遡ったデータ入手およびそれらの収録作業及びデータベースの改善を行い、有害図書データを全て網羅したデータベースを作成・公開する。そして多くの研究者の利便性を高め、有害図書規制に関するさまざまな量的調査を行うことをめざす。

注・文献

- [1] 長野県は有害図書規制を行っていないが、一部市町村が有害図書規制を行っている。
- [2] 日本図書館協会図書館の自由委員会(2009) 『図書館の自由ニューズレター集成 2 : 2001-2005』 日本図書館協会, 216p. など
- [3] 安光裕子(2002) 「有害図書規制の現状と課題」『図書館学』 no.80, p.20-27.
- [4] 安光裕子(2006) 「図書館における有害指定図書の取扱いの実態に関する一考察」『図書館学』 no.89, p. 1-10.